

江別市野幌若葉町市有地利活用事業  
公募型プロポーザル募集要項

令和6年3月

江別市

## 目次

- 第 1 事業概要
- 第 2 市有地（野幌若葉町 2 番他 2 筆）の概要
- 第 3 売却の条件
  - 1 予定価格（最低売却価格）
  - 2 提案及び事業実施に当たっての条件
- 第 4 応募者の参加資格要件
  - 1 参加資格要件
  - 2 応募資格要件
  - 3 参加資格要件確認の基準日
- 第 5 特約条件
  - 1 所有権移転の禁止
  - 2 目的外使用の禁止
  - 3 法的手続の遵守
  - 4 開発行為等に関わる諸手続き
  - 5 買受事業者の費用負担
  - 6 契約不適合責任
  - 7 その他
- 第 6 募集手続
  - 1 スケジュール
  - 2 募集要項の配布開始
  - 3 現地視察申込書の受付
  - 4 参加申込書の受付
  - 5 質問書の受付
  - 6 応募申込み
- 第 7 提案
  - 1 提案要件
- 第 8 事業予定者の選定・決定
  - 1 選定委員会の設置
  - 2 選定方法
  - 3 評価項目・評価基準
  - 4 著作権及び企画提案書の取扱い
  - 5 選定・決定結果
  - 6 プロポーザルの中止等
  - 7 その他

第9 売買契約等の締結

1 買受事業者との契約の締結

第10 問合せ先及び応募書類等受付先

## 第1 事業概要

江別市では、今後の人口減少や少子高齢化社会を見据え、将来を担う子育て世代などの若い方々に、江別市に住みたい、ずっと住み続けたいと思っていただけるよう、住みよい、魅力的なまちづくりを進めるため、様々な施策を展開しております。

そのうち、市街地の整備として、駅周辺を中心としたコンパクトなまちづくりを進めており、令和3年度には野幌駅周辺の再開発事業である“江別の顔づくり事業”が完了したことで、野幌駅周辺の利便性は大きく向上しました。

その結果、周辺地では大規模な宅地造成が行われるなど、子育て世代の流入増進につながり、6年連続で年少人口の転入超過数が全国で20位以内に入るなど、子育て世代などの若い方々から江別市が選ばれています。

野幌若葉町の市有地は、こうした交通環境や利便性が向上した野幌駅周辺に位置し、JR駅徒歩圏内であることや子育て関連施設に囲まれていることなどから、居住や子育て、通勤・通学、ビジネスなど、色々な面で優位性が高い環境にあります。

令和4年度に実施したサウンディング型市場調査においても、民間事業者から様々な事業提案やご意見をいただき、この市有地のポテンシャルの高さを確認できたところです。

また、近接する鉄道林跡地では、JR北海道及びコープさっぽろにより、それぞれ宅地開発及び商業開発を検討しており、江別市を含めた3者が保有する土地利用の相乗効果をねらいとして、令和6年2月5日には、この3者でまちづくりに関する連携協定を締結し、今後も土地利用に関する意見交換や情報共有を行っていくものとしております。

このように、変動し続ける社会経済情勢の中においても、野幌若葉町の市有地を取り巻く土地利用の機運は高まっている状況を踏まえ、民間事業者から創意工夫ある意欲的な提案を公募し、最も優れた提案を行った事業者へ、当該市有地を現状有姿のまま売却します。

提案に当たっては、子育て世代の転入や定住を促進するとともに、地域の活性化や江別の魅力向上につながる事業提案を基本とし、周辺環境や鉄道林跡地の土地利用を踏まえた事業提案を求めます。

## 第2 市有地（野幌若葉町2番他2筆）の概要

所在地	野幌若葉町2番1、3番1、3番2の内
位置	JR函館本線 野幌駅より南西方約580m（徒歩） JRバス 停留所 若葉1丁目より 0m 夕鉄バス 停留所 若葉1丁目より 0m 道央自動車道江別西ICより南東方約3,200m
地積	約27,400㎡を売却対象とします。 令和6年8月末までに確定測量を行う予定です。 実測面積が確定しましたらHPでお知らせいたします。 売却範囲は、インフラ要件図を参照してください。
登記地目	宅地
法令等の規則	都市計画区域内市街化区域 用途地域 ・第一種住居地域 建蔽率60%、容積率200% 範囲：若葉通の中心から40mまで ・第二種中高層住居専用地域 建蔽率60%、容積率200% 範囲：上記以外
接面道路	北西側 市道野幌旧国道（若葉通） 幅員 20m 北東側 市道野幌若葉町50号道路 幅員 10m 南東側 市道野幌若葉町42号道路 幅員 10m
主な関係法令	都市計画法、土壤汚染対策法、水道法、下水道法、 道路法、消防法、建築基準法など
飲料水・ガス・電気の供給施設及び排水設備の整備状況	上水道・電気・都市ガスが配置されています。
留意事項	・現状有姿での売却となります。 ・応募者は現地や各種の諸規制などについて、調査確認の上、申込みされるようお願いいたします。 ・当該地について、埋蔵文化財は所在しておりませんので、文化財保護法に基づく手続き等は必要ありません。 ただし、工事中等で埋蔵文化財が発見された場合は、郷土資料館を通じて北海道教育委員会と埋蔵文化財保護のための協議が必要となります。

### 第3 売却の条件

#### 1 予定価格（最低売却価格）

市が定めた次の最低売却価格以上の価格をご提示ください。

最低売却価格	300,000千円
--------	-----------

##### (1) 予定価格の考え方

予定価格の算定に当たっては、サウンディング型市場調査の結果を踏まえた土地利用を想定し、道路や上下水道等（貯留槽を含む）の整備に必要な費用を考慮したものとしております。

#### 2 提案及び事業実施に当たっての条件

##### (1) 事業者によるインフラ整備等

上下水道、電気、ガス、消防水利、雨水処理等の必要なインフラ整備等は事業者が行ってください。事業計画策定に当たっては、各供給施設管理者や担当部局等との協議を要します。上水道の整備にあたり、給水量や給水方式の違いにより既設配水管の増強が必要となる場合、その規模によって増強となる部分は水道部への受託工事になります。

### 第4 応募者の参加資格要件

#### 1 参加資格要件

- (1) 応募者は、事業概要を理解し、本事業を実現することのできる企画力及び技術力を有する者であること。
- (2) 応募者は、単独の法人（以下「応募法人」という。）又は代表人と構成員からなる複数法人グループ（以下「応募グループ」という。）であること。
- (3) 指定期日までに「第9 売買契約等の締結」に定める契約保証金及び売買代金の支払いが可能であること。

#### 2 応募資格要件

応募者は、応募書類提出の際、次の要件を満たしていなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 江別市競争入札参加資格関係事務取扱要綱（平成11年3月10日施行）による指名停止を受けていないこと。

- (3) 江別市暴力団排除条例（平成26年4月1日施行）による入札参加除外措置を現に受けていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

### 3 参加資格要件確認の基準日

参加資格要件の確認は、応募書類受付日を基準日とし、選定時までに行います。

なお、本プロポーザルにより選定・決定された事業予定者の応募者が、土地売買契約締結までの間に「2 応募資格要件」に抵触した場合は原則として、失格とします。ただし、事業予定者の応募グループの構成員が、本制限に抵触したときは、当該構成員を除外し、市の承認を受けた場合は、この限りではありません。

## 第5 特約条件

### 1 所有権移転の禁止

宅地等の造成が完了して分譲を開始するまでは、市の許可を得た場合を除き、所有権の移転はできません。

### 2 目的外使用の禁止

物件の引渡完了日からは、市の許可を得た場合を除き、事業計画書に基づく事業以外の目的に使用できません。（買戻特約の登記の期間は5年）

### 3 法令及び法的手続の遵守

「第2 市有地（野幌若葉町2番他2筆）の概要」に記載したものを含め各種関係法令等（地方公共団体の条例及び規則を含む）を遵守すること。

また、同項の主な関係法令欄に掲げている法令以外に関係法令に基づく許認可や協議を行わなければならない場合は、買受事業者の責任において行ってください。

#### 4 開発行為等に関する諸手続き

都市計画法に規定する開発許可が必要です。建設部開発指導課、ガス、電気、電話、道路、公共樹及び給水設備の設置などを含め各管理者との協議に従い実施してください。

#### 5 買受事業者の費用負担

(1) 契約に関する費用及び分筆登記の費用は、買受事業者の負担とします。

表示登記及び保存登記の費用も買受事業者の負担とします。

(2) 公租公課は、買受事業者の負担とします。

#### 6 契約不適合責任

市は、本物件を現状有姿で売却するものであり、本物件の引渡後に本物件に面積の減少その他の品質上の問題が発見された場合でも、市は買受事業者に一切の責任を負わないものとし、買受事業者は、追完、代金減額、解除もしくは損害賠償を請求すること又は契約の取消しを主張することはできません。

#### 7 その他

買受事業者は自らの責任において、周辺住民等に対し、できるだけ早い時期に説明会を実施するとともに、チラシの配布等により、計画や工事の内容などを適切に周知し、円滑な事業の実施に努めてください。

また、近隣に立地する施設などに対しても、事業内容等に関する説明や協議を行ってください。

なお、工事に伴う騒音、振動、電波障害等の問題が生じた場合は、買受事業者の責任において誠意をもって適切に対応してください。



## 第6 募集手続

### 1 スケジュール

実施要項の交付	令和6年3月1日(金)
質問の受付	令和6年3月1日(金)～令和6年5月20日(月)
現地視察申込書の受付	令和6年4月5日(金)まで
現地見学	現地視察申込者に連絡いたします。
質問に対する回答	令和6年5月31日(金)予定
参加申込書の受付	令和6年6月10日(月)まで
応募提出書類の受付期間	令和6年6月20日(木)～令和6年7月31日(水)
事前書類審査 (応募が多数となった場合)	令和6年8～9月予定 応募申込者に連絡いたします。
選定委員会(選定審査) プレゼンテーション	令和6年8～9月予定 ※日時、場所等の詳しい内容は、応募者に個別にお知らせします。
契約候補者決定	令和6年9月予定
土地売買仮契約締結	契約候補者決定から30日以内
事業実施計画書の提出	土地売買仮契約から30日以内
土地売買本契約締結	令和6年12月予定
売買代金の納入期限	令和7年1月予定
土地の所有権移転	令和7年1月予定

※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、スケジュールを変更する場合があります。

### 2 募集要項の配布開始

- (1) 配布開始：令和6年3月1日(金)
- (2) 配布方法：募集要項等は配布しませんので、応募する場合は下記の市ホームページからダウンロードしてください。

※ 募集要項ホームページ

<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/tosikei/125058.html>



### 3 現地視察申込書の受付

- (1) 申込締切：令和6年4月5日（金）午後5時15分まで
- (2) 申込方法：現地視察申込書（様式1、様式1-2）により、持参又は郵送で提出してください。
- (3) 留意事項：現地視察申込を行う者は、「第4 応募者の参加資格要件」を満たしていること。

### 4 参加申込書の受付

- (1) 受付期限：令和6年6月10日（月）午後5時15分まで
- (2) 受付方法：参加申込みは、次の申込書類により、持参又は郵送で提出してください。
- (3) 申込書類：ア 参加申込書（様式2-1） 1部  
イ 参加申込者 構成員調書（様式2-2） 1部  
ウ 応募者の概要（パンフレット等でも可） 1部  
※市は、受領した場合、受領書を交付します。
- (4) 留意事項：参加申込書が受理されていない場合は、応募はできません。

### 5 質問書の受付

- (1) 受付期限：令和6年5月20日（月）午後5時15分まで
- (2) 受付方法：質問書（様式3）により、持参又は郵送、電子メールで提出してください。
- (3) 質問者：応募グループの場合は、代表法人が取りまとめて、質問してください。
- (4) 回答：回答は、令和6年5月31日（金）までに市ホームページに掲載します。（回答内容は、本募集要項の追加又は修正とみなします。なお、意見の表明等と解されるものについては回答しません。）

### 6 応募申込み

#### (1) 受付期間

令和6年6月20日（木） から 令和6年7月31日（水）までの平日の午前8時45分から午後5時15分まで

#### (2) 応募方法

応募者は、応募書類及び購入希望価格申出書を事前に電話連絡の上で契約管財課まで持参してください（受付期間厳守）。なお、郵送、ファックス及び電子メールは不可とします。

(3) 応募書類

応募書類		様式
ア	提案書（概要版）	様式任意（3枚程度）
	事業計画図	様式任意（1枚程度）
イ	応募申込書	様式4-1
ウ	応募者 構成員調書	様式4-2
エ	提案書	様式任意（枚数自由）
オ	誓約書	様式5
カ	法人等概要書	様式6
キ	定款、寄付行為、規約、役員名簿（生年月日入り）、その他これらに類する書類	様式任意 ※構成員すべて
ク	登記事項証明書	
ケ	決算関係書類	
コ	納税証明書（国税、道税、江別市税） ※発行後3か月以内	
サ	資金計画書	様式任意
シ	事業実績調書	様式任意

(4) 購入希望価格申出書（様式7）：原本1部

購入希望価格は、他の提出書類と分けて必ず封かんし、封筒表面に応募者名を記入してください。

購入希望価格は、市有地内外の道路や上下水道施設をはじめとしたインフラ整備に必要となる費用やその他開発事業に要する全ての費用を考慮した価格としてください。

(5) 応募書類等に関する留意事項

ア 応募書類の提出部数は、正本1部、副本16部とします。

イ 応募書類は、A4サイズ縦使い片面印刷左綴じでファイル製本を行い、表紙及び背表紙に事業名、応募者名及び正本・副本の別を記載してください。

また、「(3) 応募書類ア～シ」ごとにインデックスを付けて提出してください。

ウ 提案書（概要版）及び提案書は、A4としてください。大きなサイズのものは、A4サイズに折りたたんでください。

なお、提案書には以下の内容を必ず記載してください。

(ア) 事業のコンセプト等

コンセプト及びセールスポイント、期待される地域への波及効果など。

(イ) 事業計画図

土地利用や施設配置、道路・貯留施設等のインフラ整備が分かるもの。当該図はA3以上のサイズとしてください。

戸建て住宅を提案する場合は、宅地一区画当たりの面積は200㎡を下回らないようにしてください。

(ウ) 造成事業費の内訳

(エ) 分譲計画

戸建て住宅を提案する場合は、(全体配置、区画数、区画ごとの面積及び分譲予定価格(坪当たりの単価及び平方メートル当たりの単価)、スケジュール、販売方法など)

(オ) 事業実施方法・スケジュール

造成完了から運営・販売に至るまでの事業実施体制・方法を示してください。

エ 資金計画書は、資金の調達方法や事業の収支計画が分かるものとしてください。資料に不足があった場合は、追加の提出を求める場合があります。

オ 事業実績調書は、提案内容と類似する事業の実績を記載してください。(5件以内)

カ 応募書類の受付期限後は、提出された応募書類の内容を変更することはできません。ただし、市が内容の訂正を求める場合は、この限りではありません。

キ 参加申込書を提出し、受理された者が応募できます。

ク 選定委員会開催前において、市は提出された応募書類を補足する他の書類の提出等を求める場合があります。

ケ 応募書類は、江別市情報公開条例(平成14年条例第7号)に基づく開示請求の対象となります。(個人に関する情報や応募者の正当な利益を害するおそれのある情報を除く)

## 第7 提案

### 1 提案要件

提案においては、以下の条件等を踏まえた内容としてください。

#### (1) 必須条件

ア 「第1 事業概要」に合致するものであること。

イ 若葉通沿線には、子育て世代の居住を促し、周辺地域住民の生活利便などに寄与する“地域利便施設”を1以上配置すること。

なお、地域利便施設は民設民営によるものとする。

ウ 前項以外の計画については、戸建て住宅や集合住宅などの住居系を基本とする。

エ 用途地域等の土地利用制度を踏まえた上で、周辺環境等に配慮した計画とすること。

オ 宗教活動や政治活動を目的とした計画でないこと。

カ 市道野幌若葉町49号道路から市有地に接続する道路整備を行い、市へ帰属すること。(インフラ要件図参照)

なお、市有地内の道路配置については、通過交通が入りにくい形状などの交通安全対策や除排雪等の施設管理を踏まえたものとする。

キ 市有地及び市道に設置されている既設雨水管等は撤去することとし、既設雨水管が処理していた雨水処理も踏まえた下水道施設を計画の上、整備すること。(インフラ要件図参照)

既設雨水管に接続されている野幌若葉小学校等の排水等については、統合する下水道施設への接続や接続に要する土地を市へ帰属し、同用地へ第三者の立ち入り防止柵を設置すること。

また、既設雨水管に接続されている市有地に隣接する集合住宅の排水等については、市道野幌若葉町42号道路側への接続へ切り替えを行い、切り替え後の排水施設については、集合住宅の所有者へ帰属すること。

#### (2) 留意事項

ア 旧林地においては、9丁目通から高速自動車道(道央道)までの範囲では戸建て住宅を中心とした土地利用、9丁目通から白樺通までの範囲では商業系の土地利用が行われるものとして、市有地の計画を提案してください。

イ 市有地の近隣にある公園(えぞまつ公園)が「必須条件 カ」の道路整備により、市有地と接続されることから、公園の設置は不要とします。

ウ 市有地の開発に伴う既設下水道施設への接続(雨水)は、白樺通の人孔を想定しており、人孔までの下水道整備は事業者が行うものとなります。

市有地から接続先までの下水道管の仕様等については、水道部下水道施設課と協議してください。

エ 市有地の開発に伴い、既設雨水管の雨水流入も踏まえた雨水貯留施設の設置を想定しています。

雨水貯留の方法については、サウンディング型市場調査等を踏まえ、市有地内に貯留槽を設置し、同施設に必要とされる敷地は、道路等と同様に市へ帰属するものとします。（詳細はインフラ要件図参照）

雨水の流域や貯留の計算等については、水道部下水道施設課と協議願います。

オ その他、事業提案の中で、周辺環境の整備等を別途計画する場合は、各施設管理者と協議してください。

カ 地域経済活性化の観点から、本事業の実施に当たっては、本市内に営業所を有する企業を優先的に活用してください（測量・工事など）。

キ 近隣自治会との調整を図り、自治会編入若しくは新たな自治会結成に向けた支援をしてください。

ク 市の計画や施策に関連する施設の立地を提案する場合は、事前に関係部署と協議してください。

## 第8 事業予定者の選定及び決定

### 1 選定委員会の設置

(1) 外部委員（学識経験者等）及び市職員で構成する選定委員会を設置し、審査します。

(2) 選定委員会の委員名は、公正な審査に影響を与える行為を防止するため、審査結果の公表までは明らかにしません。

### 2 選定方法

(1) 提出された企画提案書について応募者からのプレゼンテーションを受け、評価項目に基づいて審査を行い、最も優れた提案を選定します。

(2) 企画提案が多数となった場合、書類審査を事前に行い、プレゼンテーションに参加する応募者を選定する場合があります。

### 3 評価項目・基準

審査は、以下の評価方法にて行います。

(1) 評価項目・基準

事業評価点に価格評価点を加えたものを総合評価点とし、その最高点を得たものを候補者とします。なお、総合評価点と同点の場合は事業評価点が高いものを候補者とします。

●事業評価点

評価項目		評価の視点	配点	
事業計画	事業コンセプト	・事業概要と合致した提案となっているか	10	30
	事業の実現性・継続性	・事業スケジュール、資金計画	20	
地域利便施設	地域利便施設	・子育て世代や地域住民にとって魅力的な施設となっているか	30	30
子育て世代の定住促進	住居系計画 (戸建・分譲・賃貸住宅)	・子育て世代に魅力的な設備や仕様となっているか	20	40
	安全・安心な生活環境	・地域の防犯や交通安全対策を考慮しているか ・雪対策等の防災対策に貢献する取組み	20	
地域の活性化	地域コミュニティ	・地域コミュニティの活性化に繋がる提案があるか	25	35
	地元産業の活性化 江別の魅力発信	・市内事業者の活用 ・江別の魅力向上・発信に繋がる提案があるか	10	
地域・環境への配慮	鉄道林跡地や周辺環境との一体性	・鉄道林跡地の土地利用や周辺地域の環境を踏まえた提案となっているか	10	15
	環境への配慮	カーボンニュートラルに貢献する取組みがあるか	5	
<b>事業評価点</b>			<b>150</b>	

●価格評価点

<b>価格評価点</b>	提案価格÷最高提案価格×50	<b>50</b>
--------------	----------------	-----------

●総合評価点

<b>総合評価点</b>	事業評価点+価格評価点	<b>200</b>
--------------	-------------	------------

## (2) 失格事項

本市がやむを得ないと判断する事由以外で次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- ア プレゼンテーションを欠席したとき、又は指定時刻までに参集できなかったとき
- イ 事業評価点が90点に満たないとき
- ウ 事業評価点の評価項目（内訳）で、0点となる項目があったとき
- エ 提案価格が最低売却価格を下回っていたとき
- オ 「第7 提案 (1) 必須条件」を一つでも満たさないとき

## 4 著作権及び企画提案書の取扱い

企画提案書の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、審査、審査結果の公表等の必要な範囲において公表・展示できるようにするとともに、その他市が必要と認めるときには、市はこれを無償で使用できるものとします。

企画提案書の非公開を求める場合には、その旨を企画提案書に記載してください。この記載がない場合は、公開に同意したものとみなします。また、非公開を希望した場合においても「非公開を希望した旨」は公開します。なお、企画提案書の書類は返却しません。

## 5 選定・決定結果

- (1) 審査結果は、すべての応募者に審査結果通知書にて通知します（応募グループの代表法人に通知します）。
- (2) 事業予定者については、市ホームページで公表しますが、掲載する事業者名は選定された者のみとし、選定されなかった事業者は掲載しません。
- (3) 応募者は審査結果についての不服申立、選定の経緯等を個別に問い合わせることはできません。

## 6 プロポーザルの中止等

緊急かつやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。

## 7 その他

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 参加申込書提出後、受付期間内に応募書類を提出しなかった場合



- (3) 本募集要項で付した諸条件に違反した場合
- (4) 本プロポーザルに関して、選定委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (5) 選定の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 応募者が、応募書類受付から土地売買契約締結までの期間に「応募資格要件」を満たさなくなった場合

## 第9 売買契約等の締結

### 1 買受事業者との契約の締結

#### (1) 仮契約

買受事業者として内定した者と、売買仮契約を締結します。仮契約に係る一切の費用は、買受事業者の負担とします。

#### (2) 本契約

仮契約の内容を本契約とする旨を記載した契約書を締結します。なお、本契約締結の日は、江別市議会の議決の日と同日とします。

#### (3) 契約保証金

ア 契約を締結したときは、指定期日までに、契約保証金として売買代金の10分の1に相当する額を納付すること。

イ 契約保証金は、売買代金の一部に充当します。

ウ 契約が解除又は買い戻された場合、契約保証金は返還しません。

#### (4) 議会の議決

この売却（財産の処分）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月1日条例第7号）第3条の規定により、江別市議会の議決を受ける必要があるため、売買仮契約の締結後、直近の定例会に議案として提出します。この江別市議会の議決の日と同日に本契約となりますが、当該議決が得られなかったときは、この仮契約は無効となります。この場合において、江別市は一切の責任を負いません。

第10 問合せ先及び応募書類等受付先

【各種申し込みに関する問合せ、応募書類等受付】

江別市総務部財務室契約管財課（江別市役所2階）

〒067-8674 江別市高砂町6番地

TEL 011-381-1147（直通）

E-mail keiyaku@city.ebetsu.lg.jp

【本事業の提案内容・条件等に関する問合せ】

江別市企画政策部都市計画課（江別市役所2階）

〒067-8674 江別市高砂町6番地

TEL 011-381-1038（直通）

E-mail tosiikei@city.ebetsu.lg.jp